

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-011	軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（把持機構）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月16日（火）（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - （3）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
  - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
  - （6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
  - （7）上記（3）の等級かわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年11月21日（金）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値以下技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上 2件 1件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 9～10人 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p 又はJ-S t a r t u p 地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書1.4 e)～h)に定める本業務の実施体制並びに仕様書5.4 (1)～(3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること  
(提出期限：令和7年11月26日(水) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 12月 12日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp  
メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼  
添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し  
防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

## 適合条件

### 1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 衛星システムでの他物体への RPO(高精度誘導技術)を軌道上で実証した実績があること。
- b) 軌道上でのロボットによる把持機構システムの設計・試作・評価を行った実績があること。
- c) 過去3年間、国内において国や宇宙機関が進めるプロジェクトの下、衛星搭載型のロボットアームの設計、製造及び宇宙環境を模擬した無重力環境での評価実績を有すること。
- d) 把持機構システムの設計・開発・製造拠点を国内に有すること。

### 2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式  
1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。
- b) 提出部数  
各1部
- c) 提出期限  
令和7年11月26日（水）12:00
- d) 虚偽がないものとする。
- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

## 仕様書

品 件 名	軌道上での自国衛星の監視・防 御技術に関する研究（把持機 構）	作成年月日	令和7年10月31日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、「軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（把持機構）（以下「本実証」という。）」について規定するものである。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	把持機構	衛星において、特定の物体を把持するための機構をいう。
2	把持機構システム	衛星において、把持機構を動作させるための機能を有するハードウェア及びソフトウェアの集合体をいう。
3	エンドエフェクタ	ロボットアームの先端に取り付けられ、作業を直接行う機器をいう。
4	衛星バス	衛星のうち、衛星制御の基本機能を有する部位のことをいう。
5	衛星システム	サブシステム及びコンポーネントから構成されるハードウェア及びソフトウェアの集合体のことをいう。
6	開発モデル (EM)	開発試験（設計、解析、製造及び試験等の情報の取得、確認、設計変更の評価やインタフェース適合性の確認等について、フライト品の設計及び試験方法を固めるために行う）に供することを目的に製作されるモデルのことをいう。開発モデルには、エンジニアリングモデル、熱モデル、構造モデル、熱構造モデルを含む。
7	フライト品	フライトモデル及びプロトフライトモデルを

番号	用語	定義
		含む、実際に打ち上げることが予定されている（打ち上げ可能な）衛星、サブシステム又はコンポーネントのことをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

#### 1.3.1 法令等

- a) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- b) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- c) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び同関連規則
- d) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）及び同関連規則
- e) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）  
(防装序（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ  
通達」という。)
- f) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議  
決定）

#### 1.3.2 仕様書等

- a) 5-06-0027 機動対応宇宙システム実証機の試作

### 1.4 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の条件を満たしていること。

- a) 衛星システムでの他物体への RP0(高精度誘導技術)を軌道上で実証した実績があること。
- b) 軌道上でのロボットによる把持機構システムの設計・試作・評価を行った実績があること。
- c) 過去 3 年間、国内において国や宇宙機関が進めるプロジェクトの下、衛星搭載型のロボットアームの設計、製造及び宇宙環境を模擬した無重力環境での評価実績を有すること。
- d) 把持機構システムの設計・開発・製造拠点を国内に有すること。
- e) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

- f) 前記 e) の業務従事者が、上記 b) に関する業務に従事した経験を有すること。
- g) 上記 e) 業務従事者が前記 f) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること。
- h) 前記 g) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 2 本実証に関する要求

### 2.1 概要

近年、宇宙空間における安全保障環境は急速に変化しており、宇宙空間の利用における脅威やリスクも拡大している。そのような中、宇宙空間におけるデブリ等による軌道上での自国衛星へ悪影響を及ぼす妨害等の脅威・リスク対策として、把持機構システムを持つ衛星の運用が重要となっている。

上記の背景を踏まえ、本実証では、軌道上での自国衛星の検査や運用継続のための補助衛星ドッキングに必要となる技術として、事前情報が限定的である、把持後に意図せずに動く等、軌道上で想定される様々な状況下において安定して自国衛星を把持する衛星の開発を目指し、汎用的な把持機構システムの地上実証を行う。本実証を行うことで、将来の SDA 衛星等の機能性能向上の資とする。

### 2.2 要求事項

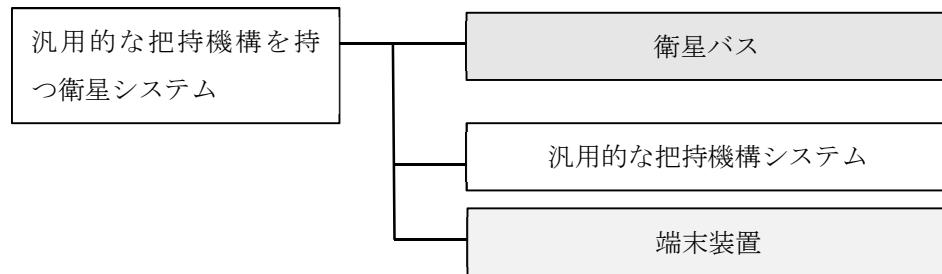
衛星搭載する把持機構について、システム設計を実施の上、開発モデルを設計・製作し、各試験より設計した機能を確認すること。把持用のアタッチメントを持たないあらゆるサイズ・形状の衛星を対象とし、把持前・後に動作することを想定する。

### 2.3 事業計画

契約相手方は、契約締結後速やかに、本事業に関する実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官に提出し、承認を得るものとする。

### 2.4 把持機構を持つ衛星の構成

汎用的な把持機構を持つ衛星システムの構成は以下のとおり。



名 称	概 要	備 考
汎用的な把持機構を持つ衛星システム	衛星バス、把持機構、端末装置等で構成され、宇宙空間を飛しょうする衛星システム	
衛星バス	把持機構を搭載し、RPO 機能を有する衛星バス（把持機構と端末装置を搭載し、これらに電力、信号等を供給する）	本実証の対象外
汎用的な把持機構システム	対象物体を物理的に把持する。	
端末装置	把持機構に把持される装置	本実証の対象外

図表 1 汎用的な把持機構を持つ衛星システムの構成品

## 2.5 把持機構システムの設計

本契約においては、汎用的な把持機構システムとして表 2 に示す基準仕様を前提とし、様々な状況下において軌道上支援を実施するために必要となる汎用性・可用性を有する 6 軸駆動ロボットアーム（制御ソフトウェア含む）を検討し、仮作及び評価試験に必要な設計を行うこと。

設計においては、静止軌道衛星へ搭載することを念頭に、耐環境性（放射線、熱真空、打上げ環境等）を考慮すること。耐環境条件については、官と調整の上、設定すること。また、本システムの妥当性について、他手法と比較の上、優位性について評価すること。設計結果については、成果報告書に纏め提出すること。

表 2 基準仕様

項目	基 準		備 考
全体	構成	エンドエフェクタ部、アーム部、計算機部、エンドエフェクタホルダー	可能な限り小型化を図るこ
	質 量	150kg 程度	

項目	基準		備考
	寸法	700 mm×1400 mm×1400 mm程度 (打ち上げ時の収納状態での寸法)	と
	電力	400W 程度	
	その他機能	エンドエフェクタの交換機能を有すること。	
ツールチェンジ ヤシステム	機能	把持用のアタッチメントを持たないあらゆるサイズ・形状の衛星を把持する為にエンドエフェクタを交換する機能を有すること。	
エンドエフェクタ部	方式	様々な形状の衛星に対応できるよう検討を行うこと。	
ロボットアーム 部+計算機部	駆動軸	6 軸駆動	
	制御性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の障害物を検知し回避しながら把持点まで駆動させる経路制御が可能なこと</li> <li>把持対象の想定外の動作による反動を吸収するためのフィードバック制御が可能なこと</li> <li>把持時の衝撃を吸収し把持後はターゲットに合わせた綿密な制御が可能なこと</li> </ul>	
エンドエフェクタホルダー	—	3 種類のエンドエフェクタを軌道上で保管できること。	

## 2.6 把持機構の仮作・評価

2.5 項で設計した把持機構の設計妥当性を確認するため、仮作及び評価試験を実施すること。評価試験には、以下の項目に定める試験を含めること。また、これら試験の開始前に、試験の目的、実施要領、スケジュール等を記した試験計画書を官に提出し承認を得ること。各試験の結果については成果報告書に纏めて官に提出すること。

### 2.6.1 把持特性評価試験

試作した把持機構について、把持特性評価、安定した把持能力を有するか確認する。

### 2.6.2 エンドエフェクタ部の交換動作確認試験

試作した把持機構について、複数のエンドエフェクタに対して着脱動作を行い、正常に動作することを確認する。

### 2.6.3 ロボットアーム部の動作確認試験

#### a) 基本動作試験

あらかじめ規定した把持箇所を把持可能なことを確認する。

#### b) モーション試験

ロボットアームが、必要な動作を行うために必要な可動が可能なことを確認する。

#### c) 把持対象が動く場合を想定した場合の試験衝撃吸収動作確認試験

把持時に衝撃を受けても安定した把持ができるかを確認する。

#### d) 制御安定性確認試験

把持対象が把持後に動作することを想定し、動作に影響しないことを確認する。

### 2.7 汎用的な把持機構システムの技術的実現性の評価及び機動対応宇宙システム実証機への搭載性の検討

2.5 項及び2.6 項の結果を踏まえ、衛星搭載型の6軸駆動ロボットアーム（制御ソフトウェア含む）の技術的実現性を評価し、実現可能な仕様、汎用的な把持機構システム側とのインタフェース条件及び機動対応宇宙システム実証機への搭載を前提としたプロトフライターモデル製造までの開発計画をまとめた上で、成果報告書に纏め官に報告すること。

## 3 その他の要求

### 3.1 官民調整会

契約相手方は、官との調整の上、月1回を基準に官民調整会を実施し、進捗状況、実証における課題並びに対策、実証の方向性について調整するものとする。

官民調整会には、官側及び契約相手方が参加するほか、官民調整会終了後、契約相手方は、議事録を作成し官側に提出するものとする。

### 3.2 成果報告会

契約相手方は、2項に示す設計、試験及び評価結果を含む本事業の成果を成果報告書として纏めるとともに、表3に示す成果報告会を実施するものとする。なお、成果報告会の細部については、官との調整によるものとする。

表3 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区	令和10年3月(基準)	

- a) 議事録を作成するものとする。議事録は1部を電子データで官に送付するものとする。
- b) 使用する資料はMicrosoft® Word、同Excel、同PowerPointを使用して作成するとともに電子データ(CD-R又はDVD-R)にて提出すること。
- c) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

#### 4 提出文書及び納入物

契約相手方は、以下に示す提出文書及び納入物を規定された時期までに官に提出すること。

なお、ドキュメントは、Microsoft® Word又はPowerPointと互換性のある閲覧及び編集可能なファイル形式で作成し、電子媒体(CD-R又はDVD-R)による提出を基準とする。ただし、官民調整会議資料及び官民調整会議議事録については、Eメールでの送付も可とする。

- a) 官民調整会や成果報告会等の場における官側からの指摘事項について、提出書類及び納入品に適切に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 提出文書及び納入物は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。

#### 4.1 提出文書

提出文書を表4に示す。

表4 提出文書

番号	名称	数量	提出時期	提出先
1	業務従事者名簿	1部	契約締結後速やかに	防衛省防衛政策局戦略企画参事官付
2	作業実施計画書	1部	契約締結後速やかに	
3	基本設計報告書	1部	設計完了後速やかに	
4	試験計画書	1部	試験開始前	
5	官民調整会議事録	1部	官民調整会終了後速やかに	
6	成果報告会議事録	1部	成果報告会終了後速やかに	

#### 4.2 納入物

納入物を表5に示す。

表5 納入物

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	成果報告書	1部	防衛政策局 戦略企画参事官	令和10年3月31日	

### 5 その他の指示

#### 5.1 役務期間

契約締結日～令和10年3月31日

#### 5.2 貸付文書

表6 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償 無償 の別	備考
1	機動対応宇宙 システム実証 機の試作衛	1部	令和8年4 月1日以 降、契約相	防衛省本 省	納期まで	防衛省本 省	無償	

	星システム基 本設計報告書		手方の申請 後速やかに				
--	------------------	--	----------------	--	--	--	--

### 5.3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

### 5.4 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）、その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.3.1項（6）装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- (1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保証する履行体制
- (2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- (3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

### 5.5 官の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

### 5.6 発生材の処置

本事業で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

### 5.7 器材等

契約相手方は、本事業に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

### 5.8 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする
- d) 調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすこと。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	一
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 10 月 31 日
	作 成 部 課	防衛政策局戦略企画参事官
	作 成 年 月	令和 7 年 10 月 31 日
品 名	軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（把持機構）	
仕 様 書 番 号	一	

### 1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき、適切に管理するものとする。

### 2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
・成果報告書	・ 仕様書 2.7 項汎用的な把持機構システムの技術的実現性の評価及び機動対応宇宙システム実証機への搭載性の検討における「実現可能な仕様、汎用的な把持機構システム側とのインターフェース条件及び機動対応宇宙システム実証機への搭載を前提としたプロトフライトモデル製造までの開発計画」に関する情報	・官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする ・検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要
・今後の具体的政策・運用構想に係る情報	・ 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 ・ 官側から提供する資料のうち、官が特に指定するもの	・企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する
・上記の他、官が特に指定するもの		

### 3 特記事項

なし